

オフィスサービス契約約款

平成 21 年 4 月 1 日



ITX 株式会社

目次

第1章	総 則
	第 1条 約款の適用
	第 2条 約款の変更
	第 3条 用語の定義
第2章	オフィスサービスの種類
	第 4条 オフィスサービスの種類
第3章	オフィスサービスの提供区域と営業時間
	第 5条 提供区域
	第 6条 営業時間
第4章	契約
	第 7条 加入単位の契約
	第 8条 契約者回線の終端
	第 9条 加入契約申込みの方法
	第10条 加入契約申込みの承諾
	第11条 最低利用期間
	第12条 オフィスサービスの種類の変更
	第13条 IPアドレスブロック数の変更
	第14条 契約者回線の移転
	第15条 契約者氏名等の変更
	第16条 その他の契約内容の変更
	第17条 利用権の譲渡
	第18条 契約者の地位の承継等
	第19条 契約者が行う加入契約の解除
	第20条 当社が行う加入契約の解除
第5章	付加サービス
	第21条 付加サービスの提供
	第22条 付加サービスの変更と廃止
第6章	設備等
	第1節 回線終端装置の提供等
	第23条 回線終端装置の提供
	第24条 回線終端装置の移転
	第25条 契約者からの契約者回線等の設置場所提供等
	第2節 自営端末設備の接続
	第26条 自営端末設備の接続
	第27条 自営電気通信設備の接続

第7章	利用中止及び利用停止
	第28条 利用中止
	第29条 利用停止
第8章	料金等
第1節	料金
	第30条 料金
第2節	料金の支払義務
	第31条 基本利用料等の支払義務
	第32条 一時金の支払義務
	第33条 債権の譲渡
第3節	割増金及び遅延損害金
	第34条 割増金
	第35条 遅延損害金
第9章	保守
	第36条 契約者の維持責任
	第37条 契約者の切分責任
第10章	損害賠償
	第38条 責任の制限
	第39条 免責
第11章	雑則
	第40条 承認の限界
	第41条 契約者の義務
	第42条 通信の秘密の保護
	第43条 個人情報等の保護
	第44条 技術的事項
	第45条 合意管轄
	第46条 閲覧

料金表

通則

第 1 表 基本利用料

第 2 表 付加利用料

第 3 表 一時金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ITX 株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（以下「事業法」といいます。）その他の法令の規定に基づき、このオフィスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりオフィスサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モーラネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（伝送の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）であって、当社が当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）から提供を受けているもの
4 オフィスサービス	モーラネット網を使用して行う電気通信サービスであって、主として法人が利用するもの
5 オフィスサービス取扱所	(1) オフィスサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりオフィスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 加入契約	当社からオフィスサービスを受けるための契約
7 契約者	当社から加入契約を締結している者
8 契約者回線	当社との加入契約に基づいて、当社と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備であって、当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けているもの
9 回線終端装置	契約者回線の終端に位置し、端末設備との間の信号変換機能を有するメディアコンバータであって、当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けているもの

1 0 端末設備	回線終端装置の一端に接続される電機通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
1 1 契約者回線等	契約者回線及び回線終端装置
1 2 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
1 3 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
1 4 自営端末設備等	自営端末設備及び自営電気通信設備
1 5 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準及び当社が提供を受けている当社以外の電気通信事業者が総務大臣の登録を受けて定める I P 通信網サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件
1 6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 オフィスサービスの種類

（オフィスサービスの種類）

第 4 条 オフィスサービスには、料金表に規定する種類があります。

第 3 章 オフィスサービスの提供区域と営業時間

（提供区域）

第 5 条 オフィスサービスは、当社が定める提供区域において提供します。

（営業時間）

第 6 条 オフィスサービスを利用できる時間は、1 日 2 4 時間、1 週 7 日とします。

ただし、第 2 8 条（利用中止）の規定によりオフィスサービスの利用を中止する場合は、この限りではありません。

第 4 章 契約

（加入契約の単位）

第 7 条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の加入契約を締結します。この場合、契約者は、1 の加入契約につき 1 人に限ります。

（契約者回線の終端）

第 8 条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に

設置される回線終端装置を契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(加入契約申込みの方法)

第9条 加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うオフィスサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) オフィスサービスの種類
 - (2) 契約者回線の終端の設置場所
 - (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 加入申込者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等において賃貸借人その他契約者回線等の設置に利害関係人がいる場合は、当社所定の書面による入線承諾書を提出していただくことがあります。
 - 3 加入申込者は、自然人又は法人（又は法人に準じた団体）とします。
ただし、加入申込者が20歳未満の個人である場合には、加入契約の申込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、この約款に定める加入申込者の義務につき、加入申込者と連帯して保証するものとします。

(加入契約申込みの承諾)

第10条 当社は、加入契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、加入契約の申込みを承諾するときは、そのことを当社所定の方法により、その加入申込者に通知します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社はオフィスサービスに必要な当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に余裕が無い場合には、加入契約の申込みの承諾を延期することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その加入契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) オフィスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 加入申込者が、オフィスサービスの料金その他債権の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき。
 - (4) 第41条（契約者の義務）の規定に違反する恐れがあるとき。
 - (5) 当社又は当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用により契約の解除又はオフィスサービスの利用を停止されているとき。
 - (6) 第9条(加入契約申込みの方法)第2項の規定による入線承諾書の提出がなかったとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障がある恐れがあると当社が判断したとき。
- 5 当社は、前項の規定により、オフィスサービスの加入契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ加入申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

(最低利用期間)

- 第11条 オフィスサービスには、料金表通則に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、オフィスサービスの提供を開始した日から起算して1年とします。
ただし、料金表に特段の定めがある場合には、その定めるところによります。
 - 3 契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除、又はオフィスサービスの種類の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(オフィスサービスの種類の変更)

- 第12条 契約者は、オフィスサービスの種類の変更の請求をすることが出来ます。
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 3 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(IPアドレスブロック数の変更)

- 第13条 契約者は、契約者回線のIPアドレスブロック数の変更を請求することができます。ただし、コース4、コース5においてのみとします。
- 2 前項の場合において、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 3 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

- 第14条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。ただし、同一建物内に限ります。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
 - 3 同一建物外への移転に際しては、加入契約解除を行い、移転先住所で新たに加入契約の申込みをしていただきます。この場合、第11条（最低利用期間）第3項の規定については適用致しません。
 - 4 前項の場合、移転前の加入契約と移転後の加入契約で、最低利用期間の引継ぎは行われません。

(契約者氏名等の変更)

- 第15条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにオフィスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(その他の契約内容の変更)

- 第16条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条（加入契約申込みの方法）第1項各号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

第17条 利用権（契約者が加入契約に基づいてオフィスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりオフィスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他の譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲渡人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（契約者の地位の承継等）

第18条 相続又は法人の合併若しくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併若しくは分割後存続する法人又は合併若しくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社又はオフィスサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

（契約者が行う加入契約の解除）

第19条 契約者は、加入契約を解除しようとするときは、加入契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、そのことをオフィスサービス取扱所に当社規定の書面により通知していただきます。

- 2 前項の加入契約の解除があった場合は、当社は当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の資産等を撤去します。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

（当社が行う加入契約の解除）

第20条 当社は、第29条（利用停止）の規定によりオフィスサービスの利用停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、オフィスサービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

- 3 当社は、電線類の地中化（架空電線を地中電線に変更することをいいます。）その他の理由により

当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の変更又は撤去を行わなければならないときは、その電気通信設備に係る加入契約を解除することがあります。

- 4 当社は、前3項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 5 第1項から第3項までの規定の加入契約の解除があった場合には、当社は当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の資産等を撤去します。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧にかかる費用を負担していただきます。

第5章 付加サービス

(付加サービスの提供)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その契約者回線について料金表に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 付加サービスの提供を請求した契約者が、付加サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断したとき。
- (2) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加サービスの変更と廃止)

第22条 契約者は、付加サービスの変更又は廃止を行おうとするときは、そのことをオフィスサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

- 2 当社は、契約者がその加入契約を解除し、又は解除されたときは、当該加入契約に係る付加サービスを廃止します。

第6章 設備等

第1節 回線終端装置の提供等

(回線終端装置の提供)

第23条 当社は、オフィスサービスの提供に必要な回線終端装置を提供します。

(回線終端装置の移転)

第24条 契約者は、回線終端装置の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、契約者が契約者回線を移転したときは、当該契約者回線に係る回線終端装置を移転します。

(契約者からの契約者回線等の設置場所提供等)

第25条 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物において、契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から無償で提供していただきます。

- 2 当社は、契約者回線等の設置等のために必要な場合には、契約者の承諾を得て、その契約者から提供していただいた場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- 3 加入契約に基づいて設置される契約者回線等その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から無償で提供していただきます。

第2節 自営端末設備の接続

(自営端末設備の接続)

第26条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が電気通信設備（当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けているもの）に限り、以下この条において同じとします。）を損傷し、又はその機能に障害を与えると当社が判断したとき。
 - (3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当

社に通知していただきます。

(自営電気通信設備の接続)

第27条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が電気通信設備（当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けているものに限り、以下この条において同じとします。）を損傷し、又はその機能に障害を与えると当社が判断したとき。

(3) その接続が電気通信設備を利用する他の契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第28条 当社は、次の場合には、オフィスサービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

2 当社は、前項の規定により、オフィスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第29条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、そのオフィスサービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカード又は契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。

(3) 契約書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(4) 第41条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備等に、当社以外の電気通信事業者が設置する他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、オフィスサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりオフィスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。

第8章 料金等

第1節 料金

(料金)

第30条 当社が提供するオフィスサービスの料金は、基本利用料、付加利用料、レンタル料及び一時金とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

(基本利用料等の支払義務)

第31条 契約者は、オフィスサービスの提供を開始した日（付加サービスの場合は、提供を開始した日の属する月の翌月の初日）から起算して加入契約の解除又は付加サービスの廃止があった日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する基本利用料及び付加利用料（以下「基本利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、移転等によりオフィスサービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料等の支払いは、次の場合を除き、オフィスサービスを利用できなかった期間中の基本利用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのオフィスサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった部分（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料等
2 契約者回線の移転に伴って、オフィスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する基本利用料等

- 3 前2項の規定にかかわらず、基本利用料等の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた基本利用料等が既に支払われているときは、当社所定の方法によりその料金を返還します。

(一時金の支払義務)

第32条 契約者は、加入契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する一時金の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前に取消（以下この条において「取消」といいます。）があった場合又は第9条（加入契約申込みの方法）第2項の規定によりオフィスサービスの種類の変更を行う場合は、この限りではありません。この場合、既にその一時金が支払われているときは、当社は、その一時金を当社所定の方法により返還します。

- 2 工事の着手後完了前に取消があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して取消があったときまでに着手した工事の部分について、その料金を負担していただきます。この場合において、負担を要する料金の額は、その料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

(債権の譲渡)

第33条 当社は、この約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を当社が第三者に譲渡することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその契約者に対して通知します。

第3節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第34条 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第35条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(契約者の維持責任)

第36条 契約者は、自営端末設備等を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第37条 契約者は、オフィスサービスを利用することが出来なくなったときは、その自営端末設備等に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、オフィスサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が当社以外の電気通信事業者から提供を受けている電気通信設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社が指定する係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した額に消費税を加算した額とします。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 当社は、オフィスサービスを提供すべき場合において、当社又は当社に電気通信サービスを提供している当社以外の電気通信事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのオフィスサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりそのオフィスサービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、オフィスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対する次の基本利用料等の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりオフィスサービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 第2項の場合において、当社に電気通信サービスを提供している当社以外の電気通信事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社は、その当社以外の電気通信事業者から受領する損害賠償額を全ての契約者の損害賠償の合計額の上限として、その損害を賠償します。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

- 第39条 当社は、オフィスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、契約者がオフィスサービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保障しません。
- 4 当社は、契約者がオフィスサービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第11章 雑則

(承諾の限界)

- 第40条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。
- ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の義務)

- 第41条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 加入契約に基づき当社以外の電気通信事業者から提供を受け設置された電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その契約者回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) その契約者回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) その契約者回線等を本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (6) その契約者回線等を転貸、譲渡、質入等しないこと。
- (7) オフィスサービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定め反しないこと。
- (8) オフィスサービスの利用にあたって、次の行為を行わないこと。
- ア 当社若しくは他人の知的財産所有権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為

- イ 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
 - ウ 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - エ 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
 - オ わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
 - カ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - キ オフィスサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - ク 他人になりすましてオフィスサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - ケ 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
 - コ 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
 - サ 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はその恐れのある電子メールを送信する行為
 - シ 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営の支障を与える又は与える恐れのある行為
 - ス その行為がアからシまでのいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
 - セ その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- 2 契約者は、前項の規定に違反してその契約者回線等を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（通信の秘密の保護）

- 第42条 当社は、オフィスサービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、オフィスサービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の用要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で通信の秘密に関する情報の一部を提供することがあります。

（個人情報等の保護）

- 第43条 当社は、個人情報等（オフィスサービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報であって、前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。）を、次の場合を除き、契約者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ、オフィスサービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとし、

- (1) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。及び株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
- (2) 契約者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法令第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。
- (注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項)

第44条 オフィスサービスにおける技術的事項は、次の通りとします。

- (1) オフィスサービス・コース1（商品名：MORANET IP1）、コース2（商品名：MORANET IP8）、コース3（商品名：MORANET IP16）及びコース4（商品名：MORANET IP32）に関する技術的事項

物理的条件	Ethernet 100BASE-TX
規格	IEEE802.3u
伝送速度	100Mbit/s
ケーブル種別	カテゴリ5
	UTPケーブル
コネクタ形状	RJ45コネクタ
通信方式	全二重

- (3) オフィスサービス・コース5（商品名：MORANET Giga）に関する技術的事項

物理的条件	Ethernet 1000BASE-SX
規格	IEEE802.3z
伝送速度	1000Mbit/s
ケーブル種別	光ファイバーケーブル
コネクタ形状	LCコネクタ
通信方式	全二重

(合意管轄)

第45条 当社は、契約者と当社の間でこの契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の裁判所とします。

(閲覧)

第46条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

料金表

通則

(オフィスサービスの品目)

1 オフィスサービスには、次の種類があります。

種類	インターフェース	内容
コース 1 (商品名：MORANET I P 1)	100Mbit/s	グローバル I P アドレスを 1 個利用することができるオフィスサービス
コース 2 (商品名：MORANET I P 8)	100Mbit/s	グローバル I P アドレスを 5 個利用することができるオフィスサービス
コース 3 (商品名：MORANET I P 1 6)	100Mbit/s	グローバル I P アドレスを 1 3 個利用することができるオフィスサービス
コース 4 (商品名：MORANET I P 3 2)	100Mbit/s	グローバル I P アドレスを 2 9 個以上利用することができるオフィスサービス
コース 5 (商品名：MORANET Giga)	1Gbit/s	1000Mbit/s イーサネットインターフェースをもつベストエフォート型インターネット接続ティビティサービス

(料金の計算方法)

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本利用料、付加利用料及びレンタル料は、暦月に従って計算します。

(利用料金の日割)

3 当社は、次の場合が生じたときは、その月の基本利用料を利用日数に応じて日割りします。

- (1) 暦月の初日以外の日によりオフィスサービスの提供の開始があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日により加入契約の解除があったとき。
- (3) オフィスサービスの提供を開始した日より加入契約の解除があったとき。
- (4) 契約者回線の移転に伴って、オフィスサービスが利用できなくなったとき。
- (5) 契約者回線の移転に伴って、オフィスサービスが利用できなくなってから、暦月の初日以外の日により再び利用できるようになったとき。
- (6) 第 3 1 条 (基本利用料等の支払義務) 第 2 項の規定に該当するとき。

4 当社は、付加利用料については、日割しません。

ただし、第 3 1 条 (基本利用料等の支払義務) 第 2 項の規定に該当するときはその料金をその利用日数に応じて日割します。

5 3 から 4 までの規定による料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切

り捨てます。

(料金等の未払い)

- 7 契約者は、料金その他の債務に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するオフィスサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。この場合において、契約者は、振込手数料を負担していただきます。

(前受け金)

- 8 契約者は、料金その他の債務について、契約者が希望される場合には、前受けに利息を付さない条件にしたがって、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 9 この約款の規定により料金表に定める料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、消費税相当額を加算した額とし、料金表に定める額とします。
ただし、料金表第1表（基本利用料）に規定する最低利用期間内に加入契約の解除等があった場合の料金については、この限りではありません。

第1表 基本利用料

第1-1 オフィスサービス・コース1（商品名：MORANET IP1）、コース2（商品名：MORANET IP8）、コース3（商品名：MORANET IP16）及びコース4（商品名：MORANET IP32）に関する基本利用料

第1-1-1 適用

区分	内容										
(1) グローバルIPアドレスの利用	<p>ア 当社は、契約者に対し、下表の通りグローバルIPアドレスを割り当てます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>オフィスサービスの種類</th> <th>グローバルIPアドレスの数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>13個</td> </tr> <tr> <td>コース4</td> <td>29個以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合において、当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、グローバルIPアドレスを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p> <p>ウ イの場合において、自営端末設備等の設定変更に伴う費用につきましては、契約者に負担していただきます。</p>	オフィスサービスの種類	グローバルIPアドレスの数	コース1	1個	コース2	5個	コース3	13個	コース4	29個以上
オフィスサービスの種類	グローバルIPアドレスの数										
コース1	1個										
コース2	5個										
コース3	13個										
コース4	29個以上										
(2) オフィスサービスの種類の変更	<p>ア 契約者は、オフィスサービス・コース1、コース2、コース3、又はコース4との間においてオフィスサービスの種類の変更の請求をすることができます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>ウ アに規定するオフィスサービスの種類の変更があったときは、そのつきの利用料については、変更前のオフィスサービスの基本利用料を適用します。</p>										
(3) IPアドレスブロック数の変更	<p>ア 契約者は、オフィスサービス・コース4において、IPアドレスブロック数の変更の請求をすることができます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>										

<p>(4) 最低利用期間内に加入契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、第31条（基本利用料等の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本利用料の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内にオフィスサービスの種類の変更があった場合は、変更前の基本利用料の額から、変更後の基本利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>
<p>(5) 速度制限に関する取扱い</p>	<p>当社は、契約者が他の契約者のオフィスサービスの品質と効率を著しく低下させる利用を行ったと当社が判断したときは、符号伝送の品目にかかわらず速度を制限することがあります。この場合、当社は、契約者への通知を省略するものとします。</p>

第1-1-2 料金額

料金種別	単位	料金額
コース1	1 契約者回線ごとに月額	23,100円
コース2	1 契約者回線ごとに月額	33,600円
コース3	1 契約者回線ごとに月額	54,600円
コース4	1 契約者回線ごとに月額	189,000円

第1-2 オフィスサービス・コース5（商品名：MORANET Giga）に関する基本利用料

第1-2-1 適用

区分	内容
(1) 提供区域の設定	<p>ア 当社は、サービス提供区域について、1のサービス収容局に契約者回線を収容する区域（以下、「提供区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 提供区域は、行政区画、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定し、それを表示する図表をオフィスサービス取扱所にて閲覧に供します。</p> <p>ウ 当社は、電気通信設備等の状況を考慮し、提供区域を変更することがあります。この場合には、変更後の提供区域によります。</p>
(2) グローバルIPアドレスの利用	<p>ア 当社は、契約者に対し、グローバルIPアドレスを割り当てます。</p> <p>イ アの場合において、当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、グローバルIPアドレスを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p> <p>ウ イの場合において、自営端末設備等の設定変更に伴う費用につきましては、契約者に負担していただきます。</p>
(3) IPアドレスブロック数の変更	<p>ア 契約者は、オフィスサービス・コース5において、IPアドレスブロック数の変更の請求をすることが出来ます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、第10条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
(4) 最低利用期間内に加入契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 契約者は、最低利用期間内に加入契約の解除があった場合は、第31条（基本利用料等の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本利用料の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
(5) 速度制限に関する取扱い	<p>当社は、契約者が他の契約者のオフィスサービスの品質と効率を著しく低下させる利用を行ったと当社が判断したときは、符号伝送の品目にかかわらず速度を制限することがあります。この場合、当社は、契約者への通知を省略するものとします。</p>

第1-4-2 料金額

料金種別	単位	料金額
コース5	1契約者回線ごとに月額	504,000円

第2表 付加利用料

区分	単位	料金額
DNSホスティングサービス (当社がドメイン名管理装置の管理及び運用又は逆引きの設定を行うもの)		
(ア) プライマリ及びセカンダリに係るドメイン名管理装置の管理及び運用等を行うもの	1 加入契約につき1ドメイン名(サブドメイン名を含みません。以下本サービスにおいて同じとします。)ごとに月額	525円
(イ) セカンダリに係るドメイン名管理装置の管理及び運用等を行うもの	1 加入契約につき1ドメイン名ごとに月額	525円
(ウ) 逆引きの委譲設定のみ行うもの		第3表(一時金)に規定
備考		
<p>1 本サービスは、1加入契約につき最大20ドメイン名まで利用することができます。</p> <p>2 本サービスを利用している契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。</p> <p>3 本サービスを利用している契約者は、契約者回線を移転したときは、移転期間に係る本サービスの付加利用料の支払いを要します。</p> <p>4 契約者は、本サービスの廃止を行おうとするときは、本サービスを廃止しようとする日の1ヶ月前までに、そのことをオフィスサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>		
ドメイン取得代行サービス (当社が契約者に代わってJPRS等に独自ドメインの維持管理、割当て、変更、移転若しくは廃止の申請手続き等を行うもの)		
(ア) 維持管理に係るもの	1 独自ドメインごとに月額	525円
備考		
<p>1 本サービスにおいて利用することができるドメイン名の数は、1加入契約につき20個までとします。</p> <p>2 当社は、ドメイン名の登録機関の規則等又は当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの申込み又は移転等を承諾しないことがあります。</p> <p>3 本サービスを利用している契約者は、契約者回線を移転したときは、移転期間に係る本サービスの付加利用料の支払いを要します。</p> <p>4 契約者は、本サービスの廃止を行おうとするときは、本サービスを廃止しようとする日の1ヶ月前までに、そのことをオフィスサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>		

ダイナミックルーティングサービス (ダイナミックルーティングサービス機能を提供するサービス)	1 契約者回線ごとに月額	1 0 5 , 0 0 0 円
備考 本サービスは、オフィスサービス・コース5の契約者に限り提供します。		

第3表 一時金

第3-1-1 オフィスサービスに関する一時金（オフィスサービス・コース1、コース2、コース3及びコース4）

料金種別	単位	料金額
契約者回線に係るもの		
（ア） コース4以外のもの	1 契約者回線ごとに	52,500円
（イ） コース4	1 契約者回線ごとに	105,000円
契約者回線の設置に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
契約事務に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
契約内容の変更に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
利用権の譲渡に係るもの	1 契約者回線ごとに	5,250円
移転事務に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
契約者回線の移転に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
回線終端装置の移転に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
回線終端装置の亡失及び毀損に係るもの	1 契約者回線ごとに	84,000円
契約者回線設置工事の着手後完了前の取消に係るもの	1 契約者回線ごとに	35,000円
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

第3-1-2 オフィスサービスに関する一時金（オフィスサービス・コース5）

料金種別	単位	料金額
契約者回線に係るもの	1 契約者回線ごとに	294,000円
契約者回線の設置に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
契約事務に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
契約内容の変更に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
利用権の譲渡に係るもの	1 契約者回線ごとに	5,250円
移転事務に係るもの	1 契約者回線ごとに	3,150円
契約者回線の移転に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
回線終端装置の移転に係るもの	1 契約者回線ごとに	実費
回線終端装置の亡失及び毀損に係るもの	1 契約者回線ごとに	84,000円
契約者回線設置工事の着手後完了前の取消に係るもの	1 契約者回線ごとに	280,000円 及び工事に要した実費
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		
提供開始に係るもの	1 ドメイン名ごとに	5,250円
設定変更に係るもの	1 ドメイン名ごとに	5,250円

第3-3 ドメイン取得代行サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1 独自ドメイン名ごとに	10,500円
設定変更に係るもの	1 独自ドメイン名ごとに	10,500円

第3-4 ダイナミックルーティングオプションサービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1 契約者回線ごとに	210,000円

第3-5 オフィスサービスの種類の変更に関する一時金

(尚、コースの変更に際して、IPアドレスは変更となります。)

第3-5-1 IPアドレスブロック変更費用

コース4におけるIPアドレスブロックの変更（コース4のIPアドレス29以下への変更はコース変更となります。）

変更内容	単位	費用額
IPアドレスブロックの変更	1 契約者回線ごとに	52,500円

第3-5-2 コース変更費用

<契約者回線の開通前に変更する場合>

変更内容	単位	費用額
コース1 → コース2, 3 コース2 → コース3	1 契約者回線ごとに	無料
コース2 → コース1 コース3 → コース1, 2	1 契約者回線ごとに	5,250円
コース1～3 → コース4	1 契約者回線ごとに	無料 (ただし、初期費用については、変更後のサービスに該当する初期費用を支払っていただきます。)
コース4 → コース1～3	1 契約者回線ごとに	52,500円
コース1～4 → コース5	1 契約者回線ごとに	無料 (ただし、初期費用については、変更後のサービスに該当する初期費用を支払っていただきます。)
コース5 → コース1～4	1 契約者回線ごとに	157,500円

<契約者回線の開通後に変更する場合>

変更内容	単位	費用額
コース1 → コース2, 3 コース2 → コース3	1 契約者回線ごとに	5, 250円
コース2 → コース1 コース3 → コース1, 2	1 契約者回線ごとに	31, 500円
コース1～3 → コース4	1 契約者回線ごとに	52, 500円
コース4 → コース1～3	1 契約者回線ごとに	52, 500円
コース1～4 → コース5	1 契約者回線ごとに	157, 500円
コース5 → コース1～4	1 契約者回線ごとに	157, 500円

第3-6 契約者回線の移転に関する費用

費用種別	単位	費用額
コース1～3	1 契約者回線ごとに	52, 500円
コース4	1 契約者回線ごとに	105, 000円
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年3月18日から実施します。

附則

(実施期日)

1、この改定規定は、平成16年10月6日から実施します。

(ギガビットサービス契約約款の廃止)

2、ギガビットサービス契約約款は廃止します。

(サービスに関する経過措置)

3、この改正規定実施の際限に、廃止前のギガビットサービス契約約款により当社が提供している下表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この約款及び料金表に規定するコースに応じて、下表の右欄のサービスに移行したものとします

ギガビットサービス	オフィスサービス・コース5
-----------	---------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

4、この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

5、この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(手続きに関する経過措置)

6、この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款中にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年5月31日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。